

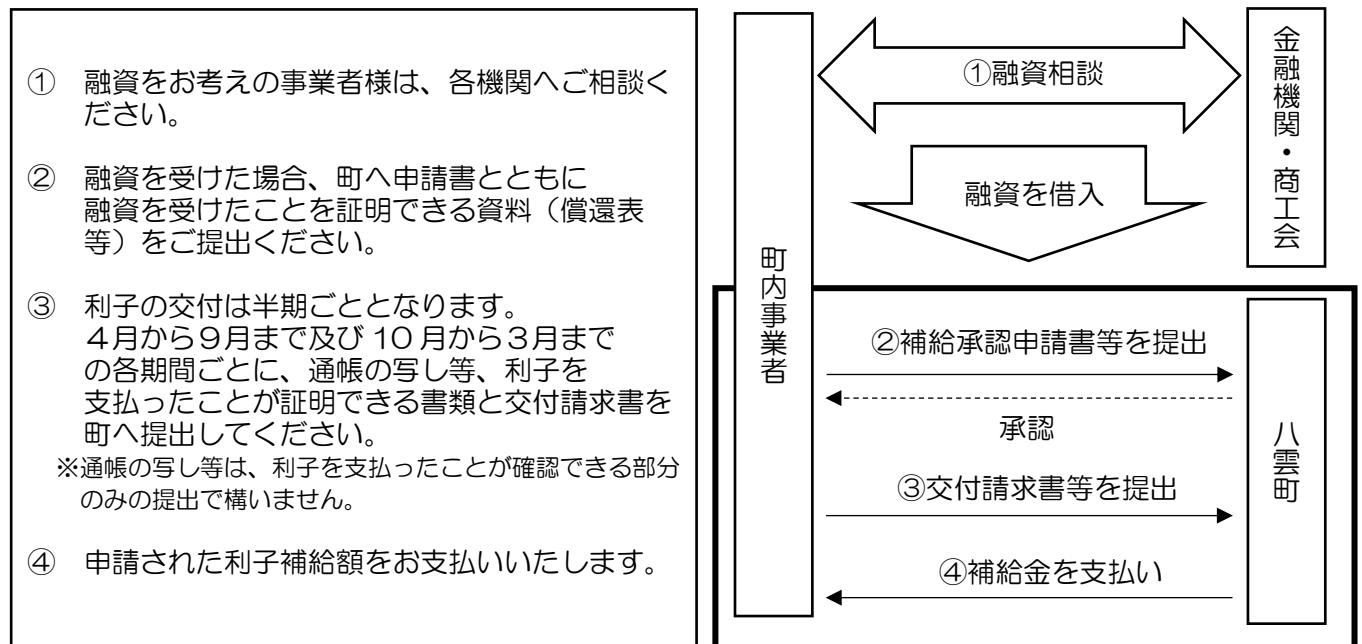
八雲町事業者経営安定支援事業（利子補給金）について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様の、資金繰りの円滑化を図るために対象機関からの融資の借り入れについて、町が利子の補給を行います。

【制度の概要】

区分	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、経営の安定に支障を生じた町内事業者であり、下記の対象機関から認定及び融資を受けた者。 ■対象機関 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社北洋銀行 八雲支店 ・渡島信用金庫 八雲支店 ・道南うみ街信用金庫 熊石支店 ・八雲商工会 ■対象となる融資 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間中に、各機関が独自で実施している、信用保証協会を介さない500万円以下の融資。 <p>※認定要件、貸付条件等は各機関によって異なります。</p>
補給の申請	令和4年3月31日までに申請
補給額	<ul style="list-style-type: none"> ・利 子：36回目の返済分まで（3年以内） ※延滞に係るものは補給対象外 ・利率5%分まで（5%を超える分については事業者負担） 例）利率6%の場合・・・5%分は八雲町が負担、1%分は事業者負担
その他	令和3年4月1日以降に受けた融資が対象となります。（遡り適用不可）

【申請手続きの流れ】



お問い合わせ

●補給制度内容・申請方法について

八雲町商工観光労政課 TEL 0137-62-2116

●融資の相談について

八雲商工会 TEL 0137-63-2525

八雲商工会熊石支所 TEL 01398-2-2255

町内金融機関 渡島信用金庫八雲支店・北洋銀行八雲支店・道南うみ街信用金庫熊石支店